六の表を次のように改める。

室	利用料の額	
	午前	午後
研修室㈠	八二〇円	一、六〇〇円
研修室㈡	七二〇円	一、四〇〇円
ミーティングルーム㈠	一、三〇〇円	二、七〇〇円
ミーティングルーム㈡	一、〇〇〇円	二、一〇〇円

六の備考の1中「ただし、金曜日と土曜日は午前九時三十分から午後九時までとする。」を削り、六の備考の2中「、「夜間」とは午後五時から午後九時まで」を削る。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百十九号

都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成十年建設省告示第千四百六十号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

平成十年建設省告示第千四百六十号の一部を改正する告示

平成十年建設省告示第千四百六十号の一部を次のように改正する。

二の1の㈠の㈠中「四百円」を「四百十円」に改め、二の1の㈠の㈡中「二百円」を「二百十円」に改め、二の1の㈡の㈠中「二百八十円」を「二百九十円」に改め、二の1の㈡の㈡中「二百円」を「二百十円」に改め、二の1の㈢の㈠中「二千五百円」を「二千六百円」に改める。

三の表を次のように改める。

施設	利用料の額	
	午前	午後
暖の館　多目的ホール	三、七〇〇円	四、四〇〇円
暖の館　展示室	八〇〇円	九五〇円
暖の館　体験学習室	二、六〇〇円	三、四〇〇円

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百二十号

都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千五百七十八号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

平成十二年建設省告示第千五百七十八号の一部を改正する告示

平成十二年建設省告示第千五百七十八号の一部を次のように改正する。

二の1の㈠の㈠中「四百円」を「四百十円」に改め、二の1の㈠の㈡中「二百円」を「二百十円」に改め、二の1の㈡の㈠中「二百八十円」を「二百九十円」に改め、二の1の㈡の㈡中「二百円」を「二百十円」に改め、二の1の㈢の㈠中「二千五百円」を「二千六百円」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百二十一号

都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成十三年国土交通省告示第四百七十五号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

平成十三年国土交通省告示第四百七十五号の一部を改正する告示

平成十三年国土交通省告示第四百七十五号の一部を次のように改正する。

一の1の㈠中「二百円」を「二百十円」に改め、一の3の㈠中「二千円」を「二千百円」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百二十二号

都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成十四年国土交通省告示第百二十九号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

平成十四年国土交通省告示第百二十九号の一部を改正する告示

平成十四年国土交通省告示第百二十九号の一部を次のように改正する。

一の1中「四百円」を「四百十円」に改め、一の2中「二百円」を「二百十円」に改め、二の1中「二百八十円」を「二百九十円」に改め、二の2中「二百円」を「二百十円」に改め、三の1中「四千円」を「四千百円」に改め、三の2中「二千円」を「二千百円」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百二十三号

都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百九十七号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

平成十六年国土交通省告示第七百九十七号の一部を改正する告示

平成十六年国土交通省告示第七百九十七号の一部を次のように改正する。

一の1中「四百円」を「四百十円」に改め、一の2中「二百円」を「二百十円」に改め、二の1中「二百八十円」を「二百九十円」に改め、二の2中「二百円」を「二百十円」に改め、三の1中「四千円」を「四千百円」に改め、三の2中「二千円」を「二千百円」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

官庁報告

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項の規定によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十六年二月二十六日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二十条の規定により公告する。

平成二十六年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊
秋田県	秋田県秋田市河辺赤平の一部（農地集積加速化基盤整備事業赤平地区）確定測量図及び換地計画書 秋田県秋田市雄和左手子の一部（農地集積加速化基盤整備事業　左手子地区）確定測量図及び換地計画書 秋田県能代市常磐の一部（農地集積加速化基盤整備事業　常磐本郷地区）確定測量図及び換地計画書